

「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策の現場管理費補正」の試行について

札幌市財政局工事管理室

1. 目的

近年の夏季における猛暑日等の気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して現場管理費の補正を試行するものである。

2. 現場管理費の補正方法とは

本試行工事における現場管理費の補正方法とは、工期内における**日最高気温が30℃以上**の日等から真夏日率を算出し、現場管理費率に真夏日率に基づく補正値を加算する。**※当面の間、日最高気温28℃以上の日を真夏日とする。**

3. 適用時期

令和2年度発注工事（屋外作業を伴う土木工事を対象）

（令和元年12月4日以降に告示を行う工事から適用）

※ただし発注済みの工事でも令和2年度以降しゅん功する工事については、別途協議することで適用可

4. 対象工事

特記仕様書に「熱中症対策に資する現場管理費の補正試行工事」であることが明記された工事

5. 経費の補正

計測結果の報告に基づき、**現場管理費率に補正率を加算する。**

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

補正率 (%) = 真夏日率 × 補正係数 (1.2)

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数 (地域補正)) + **補正率**)

※補正率は最大2.0%

試行工事適用の流れ

告示段階

- ・特記仕様書に「熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事」であることの記載。

契約後

- ・受注者が補正の適用を希望する場合は、計測方法等を施工計画書に明記し、工事監督員へ提出する。

現場 施工後

- ・施工計画書に基づき、計測結果の報告をしゅん功の20日前までに工事監督員に対して行い、設計変更により現場管理費の補正を行う。

完成後

- ・受注者はアンケート調査に協力する。(実施については未定)